

令和 4 年 3 月●日

食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（案）

1. 背景及び趣旨

(1) 食品添加物は、食品安全委員会で安全性が評価され、厚生労働省での審議を経て食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき成分規格や使用基準が設定され、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）によりその表示方法が規定されているところである。

しかしながら、同基準上、食品添加物が不使用である旨の表示（以下「食品添加物の不使用表示」という。）に関する特段の規定はなく、現状では、食品関連事業者等が容器包装に、任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行っている。

(2) 令和 2 年 3 月公表の「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」においては、

- ・食品表示基準第 9 条では表示すべき事項の内容と矛盾する用語や内容物を誤認させるような文字等を禁止してはいるものの、その解釈を示す食品表示基準 Q & A が網羅的ではない
 - ・「無添加」等の表示方法を示す食品表示基準 Q & A が曖昧である
 - ・「無添加」等の表示は商品の主要面に義務表示事項よりも目立つように表示されるケースがあり、本来見るべき一括表示欄が活用されていない
- といった現状等を踏まえ、食品表示基準第 9 条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるガイドラインを新たに策定することが提案された。

(3) これまでの消費者意向調査等においては、食品添加物は安全性が評価されていること等について正しく理解していない、商品選択の際に食品添加物の不使用表示がある食品を購入している消費者が存在する、食品添加物の不使用表示がされている食品を購入している消費者の中には一括表示欄を確認しない方が存在する、ということが分かった。

(4) このため、令和 3 年 3 月に食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会を新たに設置し、消費者及び事業者へのヒアリングを行い、食品添加物の不使用表示の実態を把握し、実際の表示を基に類型化して検討を行った。これを踏まえて、現時点で食品表示基準第 9 条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示についてガイドラインを取りまとめた。

1 2. 適用範囲

2 一般用加工食品の容器包装における、食品衛生法第4条第2項に規定する食
3 品添加物の不使用表示について適用する。

6 3. 食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考
7 えられる表示

8 一般用加工食品の任意表示については、事実在即している限り、消費者の商品
9 の選択の機会確保のためや、食品関連事業者等の商品の訴求の観点から、表示を
10 行うか否か、また、その表示の方法も含め、食品関連事業者等に委ねられている
11 (食品表示基準第7条で定められた事項を除く)。

12 一方で、表示禁止事項を定めた食品表示基準第9条は、任意表示であったとし
13 ても、実際の食品より著しく優良又は有利であると誤認させる表示、義務表示事
14 項の内容と矛盾する表示、内容物を誤認させるような表示について、消費者の食
15 品を選択の機会において正確な情報足りえないとして、そのような表示を例外
16 的に禁止している。しかし、そこでは、予め、どのような表示が消費者に対する
17 正確な情報提供となる表示なのか、また、どのような表示が消費者に誤認を与
18 える表示なのか等は、詳細に規定していない。

19 現状では、食品関連事業者等が任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行っ
20 ており、実際の商品における食品添加物の不使用表示の種類は多岐に渡っている。
21 このような食品添加物の不使用表示の現状及び前述の食品表示基準第9条の性
22 質から、不使用表示一つずつについて、食品表示基準第9条に規定された表示禁
23 止事項に該当するか否かを列挙することは困難である。

24 このため、食品添加物の不使用表示を10の類型に分け、各々の類型のうち、
25 表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示を以下の通りまとめた。
26 これらの類型は、事業者が消費者に対して正確な情報提供を行うための留意点
27 となるものである。

28 なお、実際の食品添加物の不使用表示が食品表示基準第9条に規定された表
29 示禁止事項に当たるか否かは類型に該当することだけではなく、商品の性質、一
30 般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基
31 に、ケースバイケースで全体として判断するものである。

1 **類型1** 単なる「無添加」の表示

2 (1) 概要

3 無添加となる対象が不明確である

4 〔例：単に「無添加」とだけ記載した表示〕

6 (2) 本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの
7 対象を明示せず単に無添加と表示をすると、何を添加していないのかが不明確であるため、添加されていないものについて消費者自身が推察することになり、一般的に消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合には内容物を誤認させるおそれがある。

13 **類型2** 食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示

14 (1) 概要

15 無添加あるいは不使用と共に用いる用語が食品表示基準において規定されていない

17 〔例：「人工甘味料不使用」等、人工、合成、化学調味料、天然等の用語を使用〕

20 (2) 本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの
21 食品衛生法において、食品添加物には化学的合成品も天然物も含まれており、いずれも使用が認められている。

23 食品表示基準において、食品添加物の表示は化学的合成品と天然物に差を設けず原則として全て表示することとし、「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）でも、食品添加物の表示において「天然」又はこれに類する表現の使用を認めていない。なお、食品表示基準における人工及び合成の用語は、令和2年7月に削除されている。

29 化学調味料の用語は、かつてハム類のJAS規格において使用されていたが、平成元年には削除されており、食品表示基準において使用されたことはない。

32 適切とはいえない人工、合成、化学及び天然の用語を用いた食品添加物の表示は（天然香料を除く）、消費者がこれら用語に悪い又は良い印象を持っている場合、無添加あるいは不使用と共に用いることで、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

1 **類型3** 食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示

2 (1) 概要

3 法令上、当該食品に対して使用が認められていない食品添加物を無
4 添加あるいは不使用と表示している

5 例1：清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」*と表示

6 ※ 清涼飲料水へのソルビン酸の使用は使用基準違反

7 例2：食品表示基準別表第5において名称の規定をもつ食品であり、
8 特定の食品添加物を使用した場合に、同別表第3の定義から外
9 れる当該食品添加物を無添加あるいは不使用と表示

10
11 (2) 本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの
12 食品添加物に関する法令において当該食品添加物が使用されること
13 はない旨を知らず、当該食品添加物が使用された商品を望んでいない消
14 費者は、当該品は不使用表示のない商品よりも優れている商品であると
15 読み取るおそれがあり、実際のものより優良又は有利であると誤認させ
16 るおそれがある。

17 なお、「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CAC/GL 1-
18 1979)においては、当該食品への添加が認められていない場合、強調表
19 示を用いることができない。

20
21
22 **類型4** 同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示

23 (1) 概要

24 「○○無添加」、「○○不使用」としながら、○○と同一機能、類似機
25 能を有する他の食品添加物を使用している

26 例1：日持ち向上目的で保存料以外の食品添加物を使用した食品に、
27 「保存料不使用」と表示

28 例2：既存添加物の着色料を使用した食品に、「合成着色料不使用」
29 と表示

30
31 (2) 本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの
32 消費者が、食品添加物が含まれている食品を回避したいと考えている
33 場合で、不使用表示の食品添加物と、それと同一機能、類似機能を有す
34 る食品添加物の違いが分からない場合、当該品は、当該不使用食品添加
35 物を使用している商品よりも優れている商品であると読み取るおそれ
36 があり、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

37 なお、「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CAC/GL 1-
38 1979)においては、同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、
39 当該品に同等な特質を与える他の物質により代替されている場合、強調

1 表示を用いることができない。

2
3
4 **類型5** 同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示

5 (1) 概要

6 「〇〇無添加」、「〇〇不使用」としながら、〇〇と同一機能、類似機
7 能を有する原材料を使用している

8 例1：原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用した食品に、
9 化学調味料を使用していない旨を表示

10 例2：乳化作用を持つ原材料を高度に加工して使用した食品に、乳
11 化剤を使用していない旨を表示

12
13 (2) 本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの

14 食品の特定の成分のみを抽出したこと等により、当該食品との科学的
15 的な同一性が失われていると考えられるもので代替することは、社会通
16 念上食品であると考えられるもので代替することとは異なる。しかし、
17 消費者が、食品添加物が含まれている食品を回避したいと考えている場
18 合で、社会通念上食品であるとは考えられないもので代替されていると
19 認知しない場合、当該品は、食品添加物を使用した商品よりも優良又は
20 有利であると誤認させるおそれがある。

21 不使用表示と共に同一機能、類似機能を有する原材料について明示し
22 ない場合、消費者が当該原材料の機能であると分からず、他の原材料に
23 による機能が作用していると読み取るおそれがあり、内容物を誤認させる
24 おそれがある。

25 なお、「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CAC/GL 1-
26 1979)においては、同程度に顕著な表現で明示されている場合を除き、
27 当該食品に同等な特質を与える他の物質により代替されている場合、強
28 調表示を用いることができない。

29
30
31 **類型6** 健康、安全と関連付ける表示

32 (1) 概要

33 無添加あるいは不使用を健康や安全の用語と関連付けている

34 例1：体にいいことの理由として無添加あるいは不使用を表示

35 例2：安全であることの理由として無添加あるいは不使用を表示

36
37 (2) 本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの

38 食品添加物は、安全性について評価を受け、人の健康を損なうおそれ
39 のない場合に限って国において使用を認めていることから、事業者が独

1 自に健康及び安全について科学的な検証を行い、それらの用語と関連付
2 けることは困難であり、実際のものより優良又は有利であると誤認させ
3 るおそれがある。また、内容物を誤認させるおそれがある。

4 なお、「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CAC/GL 1-
5 1979)において、誤認させるおそれのある強調表示として「健康に良い」、
6 「安全な」が示されている。

7
8
9 **類型7** 健康、安全以外と関連付ける表示

10 (1) 概要

11 無添加あるいは不使用を健康や安全以外の用語（おいしさ、賞味期限
12 及び消費期限、食品添加物の用途等）と関連付けている

13 例1：おいしい理由として無添加あるいは不使用を表示

14 例2：「保存料不使用なのでお早めにお召し上がりください」と表示

15 例3：製品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示

16
17 (2) 本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの

18 おいしい理由として食品添加物の不使用表示をする際に、おいしい理
19 由と食品添加物不使用であることとの因果関係を説明できない場合に
20 は、実際のものより優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

21 「保存料不使用なので、お早めにお召し上がりください」と「開封後」
22 に言及せずに表示することで、期限表示よりも早く喫食しなければなら
23 ないという印象を与えた場合には、食品表示基準第3条の規定により表
24 示すべき事項の内容と矛盾するおそれがある。

25 製品が変色する可能性の理由として着色料不使用を表示する際に、
26 変色と着色料の用途との関係について説明ができない場合には、内容物
27 を誤認させるおそれがある。

1 **類型8** 食品添加物の使用が予期されていない食品への表示

2 (1) 概要

3 消費者が、通常、当該食品に食品添加物が使用されていることを予期
4 していない

5 例1：食品元来の色を呈している食品に「着色料不使用」と表示

6 例2：同種の商品が一般的に当該食品添加物を使用していないこと
7 から、消費者が当該食品添加物の使用を予期していない商品に
8 対して、当該食品添加物の不使用を表示（消費者が当該食品添加物の使
9 用を予期していない例としては、ミネラルウォーターに保存料の使用、ミネラルウォーター
10 に着色料の使用等）

11
12 (2) 本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの

13 当該食品添加物が使用された商品を望んでいない消費者は、同種の製
14 品が、一般的に食品添加物が使用されることがないため食品添加物の使
15 用を予期していない状況においては特に、当該品は不使用の表示がない
16 商品よりも優れている商品であると読み取るおそれがあり、実際のもの
17 より優良又は有利であると誤認させるおそれがある。

18 なお、「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」(CAC/GL 1-
19 1979)においては、通常、当該食品中に存在すると消費者が予期してい
20 ない場合、強調表示を用いることができない。

21
22
23 **類型9** 加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている（又は使用され
24 ていないことが確認できない）食品への表示

25 (1) 概要

26 当該食品には加工助剤やキャリアオーバーとして食品添加物が使用
27 されている（又は使用されていないことが確認できない）

28 例1：原材料の一部に保存料を使用しながら、最終製品に「保存料不
29 使用」と表示

30 例2：原材料の製造工程において食品添加物が使用されていないこ
31 とが確認できないため、自社の製造工程に限定する旨の記載と
32 共に無添加あるいは不使用を表示

33
34 (2) 本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの

35 食品添加物の表示については、当該食品の原材料の製造又は加工の過
36 程まで確認を行うことが必要であり、一括表示外であっても、確認結果
37 に基づいた表示を行わない場合、内容物を誤認させるおそれがある。

1 **類型 10** 過度に強調された表示

2 (1) 概要

3 過度に無添加あるいは不使用の文字等が強調されている

4 例 1 : 場所を変えて複数回、〇〇を使用していない旨を記載する

5 例 2 : 保存料、着色料以外の食品添加物を使用している食品に、大き
6 く「無添加」と表示し、その側に小さく「保存料、着色料」と
7 表示

8
9 (2) 本類型のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの
10 表示が事実であれば直ちに表示禁止事項に該当するおそれがあるとは
11 はないが、容器包装のあらゆる場所に過度に強調して不使用表示を
12 行う場合や、一括表示欄における表示と比較して過度に強調されたフォ
13 ント、大きさ、色、用語などを用いる場合は、消費者が一括表示を見る
14 妨げとなり、表示上の特定の食品添加物だけでなく、その他の食品添加
15 物を全く使用していないという印象を与えかねず、内容物を誤認させる
16 おそれがある。

17 他の類型項目と組み合わせた際、他の類型項目による誤認を助長さ
18 せるおそれがある。

19
20
21 4. 本ガイドラインを含む食品添加物に関する普及、啓発

22 (1) 本ガイドラインは、食品関連事業者等が、食品表示基準第 9 条に規定さ
23 れた表示禁止事項に当たるか否か自己点検を行うことができるものである
24 ことから、行政、事業者団体は、食品関連事業者等に対して、本ガイドラ
25 インの活用方法について普及、啓発を行うことが重要である。

26 また、食品関連事業者等は、意図せずに食品表示基準第 9 条に規定され
27 た表示禁止事項に該当するおそれが高い表示をしてしまうことを防ぐた
28 め、表示制度を含む食品添加物に関する制度や知識をさらに深めることも
29 重要である。

30 (2) 行政は、消費者が食品添加物の不使用表示がなされている食品に対して
31 正しい商品の選択ができるよう、本ガイドラインについて消費者に普及、
32 啓発を行うことが重要である。

33 また、現在、消費者庁では、消費者における食品添加物への理解度を継
34 続的に調査するとともに、行政、消費者団体、事業者団体等は、表示制度
35 を含む食品添加物に関する普及、啓発を実施しており、それぞれの強みを
36 いかして連携し、対象とする世代に応じたアプローチを行っているところ
37 である。これを引き続き行い、消費者における食品添加物への理解をさら
38 に深めていくことも重要である。

1 5. 本ガイドラインに基づく表示の見直し

2 本ガイドラインは、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たる
3 か否かのメルクマールとなるものであり、同基準に新たな規定を設けるもので
4 はないことから、本来であれば特段の経過措置期間を要するものではない。

5 しかし、同基準の解釈を示す食品表示基準Q&Aが曖昧等の理由により、現在、
6 表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示が行われている可能性
7 がある。今回、禁止事項に該当するか否かのメルクマールが明確になったことを
8 踏まえ、まずは、食品関連事業者等は、本ガイドラインを用いて表示の点検を行
9 うこと。その上で、包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考
10 慮し、2年程度（令和6年3月末）の間に、必要に応じて表示の見直しを行うこ
11 と。なお、2年に満たない間においても、可能であれば、見直しを行うことが望
12 ましい。